

## 南足柄市スポーツ協会賛助会員に関する内規

### 1. 入会手続

- (1) 賛助会員になろうとする個人または団体は、所定の入会申込書に所要事項を記載、署名して本会の事務局へ提出し、会費を納入すること。

### 2. 会員資格の取得

- (1) 賛助会員になることを希望し所定の入会手続を経て賛助会員となるが、正式には本部役員会の承認を得るものとする。
- (2) 賛助会員の入会年月日は、入会の承認を行った本部役員会の開催月の翌月 1 日とする
- (3) 次に挙げる個人または団体は賛助会員になることができない。
  - ・過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有すると本部が判断した者
  - ・18歳未満の者
  - ・入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
  - ・その他、本部が会員としてふさわしくないと判断した者

### 3. 会費の納入

- (1) 会費は年度会費とし、一口5,000円、一口以上とする。
- (2) 事務局に直接支払うか、所定の口座に振り込む(手数料の負担は入会希望者とする)。

### 4. 退会手続

- (1) 退会は事務局に申し出るか、年度内に会費の納入がなされなかった場合には自動的に退会となる。

### 5. その他

- (1) 全戸配付の広報紙等にて、名簿を掲載する。

本部役員会作成・承認:2024年9月1日